

## 航空連合NEWS

発行：航空連合／発行人：酒井 雄介 〒144-0041東京都大田区羽田空港1-6-5 第5総合ビル5階 TEL (03) 5708-7161 FAX (03) 5708-7163

# 今後のマスク着用について政府が方針を発表！

## ～具体的な取り扱いは業種別ガイドラインで周知へ～

2月10日(金)、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は「マスクの着用の考え方の見直し等について」を決定し、**3月13日(月)から、マスク着用を個人の判断を基本**にすることを発表しました。

あわせて政府はマスクの着用が効果的な場面として交通機関では「**通勤ラッシュ時等、混雑した電車やバスに乗車する時**」という考えを示し、**航空機内は、マスク着用推奨の対象外**となっています。

一方、**事業者が感染対策や事業上の理由等により、利用者や従業員にマスク着用を求めることは許容される**としており、具体的には今後、業種別ガイドライン（航空・空港関係については、**定期航空協会**が策定した「**航空分野における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン**」）の見直しをおこない、**利用者等へ周知**が図られます。航空連合は、職場に混乱が生じないように注視していきます。

新型コロナウイルス感染症対策

これまで屋外では原則不要、屋内では原則着用としていましたが  
**令和5年3月13日から**  
**マスク着用は個人の判断が基本となります**

ただし、以下のような場合には注意しましょう

周囲の方に、感染を広げないために  
**マスクを着用しましょう**

受診時や医療機関・高齢者施設などを訪問する時

通勤ラッシュ時など混雑した電車・バスに乗車する時

ご自身を感染から守るために  
**マスク着用が効果的です**

高齢者

慢性肝臓病  
がん  
心血管疾患 など

妊婦

重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行く時

本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう、ご配慮をお願いします  
※事業者の判断でマスク着用を求められる場合や従業員がマスクを着用している場合があります

厚生労働省  
作成：令和5年2月10日

厚生労働省による周知用ポスター